

2022年1月25日

保護者の皆様へ

社会福祉法人 桃郷

### 新型コロナウイルス感染症に係る登園・通所の取扱いについて（お願い）

日頃より社会福祉法人桃郷の運営にご協力いただきありがとうございます。

当法人としては、引き続き万全の体制で事業を継続させていただきますが、万一、発生するおそれ、または発生した場合の対応として、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。ご心配な点がある場合は法人事務局又は施設管理者にお問い合わせください。

#### 記

- ① 児童もしくは同居家族の方が、PCR検査で陽性と判明した場合
  - (1) 治癒するまで → 登園等の停止
  - (2) 事業所は保健所の濃厚接触者特定（PCR検査等）が終了するまで臨時休園とします。（原則として10日間とし、所管の保健所から指示された期間）
- ② 児童もしくは同居家族の方が、濃厚接触者と判断されPCR検査を受検した場合
  - (1) 感染者との最終接触日を0として10日間（ただし、保健所から指示された期間） → 登園等の停止
- ③ 児童が上記②以外の理由で、自主的にPCR検査を受ける場合
  - (1) 陰性と検査結果が判明するまでの期間 → 登園等停止
- ④ 児童の同居家族の方が、自主的にPCR検査を受ける場合
  - (1) 陰性と検査結果が判明するまでの期間 → 登園等自粛
- ⑤ 児童が、発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、頭痛、下痢、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合
  - (1) 速やかに医療機関を受診し医師が必要と認める期間 → 登園等停止
- ⑥ 児童の同居家族の方に、上記⑤の症状がみられる場合
  - (1) 速やかに医療機関を受診し医師が必要と認める期間 → 登園等自粛

なお、②～⑥の場合は、原則、事業所は開設しますが、状況に応じて臨時休園とします。①～⑥に該当する方は、必ず、事前に事業所管理者に（対象者、判明

日、症状、保健所の指示内容、医療機関の指示内容、PCR 検査結果) などをお知らせください。また、職員も上記①～⑥の児童を読み替えて同様の取扱いとします。

※ 上記の対応は原則の対応となります。状況によっては対応が変更となることがありますので、ご了承ください。また、感染された方への人権尊重にはご配慮をいただきますようお願いいたします。